

# 下関市立大学転部・転科規程

令和6年11月27日  
規程第31号

(目的)

第1条 この規程は、下関市立大学学則（平成19年規則第1号。以下「学則」という。）第35条の2第2項及び第35条の3第2項の規定に基づき、下関市立大学の転部及び転科（以下「転部等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(出願資格)

第2条 転部等の出願をすることができる学生は、原則として次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 転部等時点で1年以上在学（休学期間を除く。）していること。
- (2) 一般選抜試験、学校推薦型選抜試験又は特別選抜試験により入学した者であること。ただし、転科については、外国人留学生選抜により入学した者も対象とする。

(出願手続き)

第3条 転部等を出願する学生は、転部等出願書（別記様式）を所定の期間内に所属する学部の学部長（以下「所属学部長」という。）へ提出しなければならない。

(所属学部長による意見)

第4条 転部の出願を受理した所属学部長は、出願理由等を聴取し、意見を付して、出願する学部の学部長（以下「出願先学部長」という。）に送付する。

2 転科の出願については、所属学部長を前項に規定する出願先学部長とみなす。

(出願先学部長による選考)

第5条 転部等の選考は出願先学部長が行い、その結果を学長に報告しなければならない。

(合格又は不合格の決定及び通知)

第6条 学長は、前条の報告に基づき転部等の合格又は不合格を決定し、出願した学生に通知する。

(転部等の申出)

第7条 前条の規定により合格決定の通知を受けた者は、指定の期間内に転部等を申し出ることができる。

(転部等の許可)

第8条 学長は、前条の規定により転部等を申し出た者について転部等を許可する。

(転部等の時期)

第9条 転部等を許可された者の転部等を行う時期は、学年の始めとする。

(配属年次)

第10条 転部等を許可された者の配属年次は、各学部が定めるものとする。

(在学期間)

第 1 1 条 転部等を行った者の学則第 1 6 条に定める在学期間には、当該者が既に在学した期間を含むものとする。

(転部等の制限)

第 1 2 条 転部等を行った者は、再び転部等を出願することはできない。

(その他)

第 1 3 条 この規程に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 6 年度以降に入学した者に適用する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）下関市立大学長

学部 学科

学籍番号

フリガナ

氏名

保護者氏名

※氏名及び保護者氏名欄は必ず本人が自署すること

### 転部等出願書

下関市立大学転部・転科規程第3条に基づき、下記のとおり転部又は転科したいので、出願いたします。

記

1 出願する学部・学科

学部 学科

2 志望理由（具体的に記入すること）

添付の「志望理由書」のとおり

# 志望理由書

学籍番号 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_